



岐阜県教育懇話会
〒509-0108
各務原市須磨町4-291
(株)後藤解卵場内
TEL 058-370-1510
口座番号 00800-3-5390

綱 領

- 一、われわれは歴史と伝統を尊重し、日本にふさわしい中正な教育を推進する。
- 一、われわれは教養と品位の向上につとめ、真理愛の精神とともに、明るく純粋な教育を研修する。
- 一、われわれは個人の自主尊厳を尊重しつつ、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する。

【巻頭言】

明治初年の岐阜県の教育

岐阜県歴史資料館 坂口浩之

本年は明治元年から満百五十年の年に当たり、「明治の歩みをつなぐ、つたえる」取組が進められている。明治初年のわが国の目覚ましい近代化の中で、最初に着手されたのが教育改革であったことは注目すべきである。今日につながる近代的学校制度は、明治五年（一八七二）の学制発布から始まった。明治六年の地租改正や徴兵令、廃刀令等より早かったのである。「国民皆学」を目指した



明治の卒業記念 (赤坂尋常高等小学校)

文部省は、学制の着手順序の第一に「厚ク力ヲ小学校ニ可用事」を挙げ、各府県に対し小学校の設立を積極的に

推進した。当時、岐阜県における学校設立の動きはどのようなものだったのだろうか。

小学校の設立

岐阜県は明治四年十一月、旧幕府領の笠松県や旧藩の大垣県、加納県等九県と尾張藩等の旧領が合併し、江戸時代に領主分立が長く続いた美濃国一円を県土として成立した（飛騨合併は明治九年）。初代県令長谷川恕運と権参事小崎利進は、県行政組織の整備と旧藩以来の負債や藩札の整理等山積する諸課題に直面しながら、明治五年八月の学制発布を受けて小学校設立に取り組むこととなったが、その困難さは想像に難くない。しかし、早くも同年十一月には最初の小学校設立の伺いが県から文部省に提出された。大垣の士族や市民がいち早く「小学義校」開校に動き、県もこれを早期開校することでの手本としたいと考えたのである。文部省は当月中にこれを認可し、明治六年一月、新制度に基づく岐阜県最初の小学校である「興文小学義校」

が大垣の地に誕生した。なぜ大垣が最初だったかといえば、同地には天保十一年（一八四〇）に大垣藩が設立した藩校が存在し、大垣県の岐阜県への統合により明治四年に閉校するまで、同地の学問隆盛の中心であったことが大きな要因といえる。つまり無から有を生じたわけではなく、江戸時代以来地域に根付いた学問を愛する伝統の上に、住民と県当局の努力により新たな学校が設立されたのであった。

県は学校設立を進めるにあたり、できるだけ官費に頼らず、地域の有志有力者から募った寄付金の利息、校下の家や土地への割賦、生徒授業料等民費を校費に充てる「小学義校」の手法をとった。また、管内を五つの中学区に分けて当分の設立目標を三百四十校とし、学区取締を置いて学校設立の事務を行った。その結果、大垣を皮切りに、明治六年には岐阜県から続々と小学校開業願書が文部省に提出され、認可された。同年十月にはその数が五百余校に及んだと

いう。なお、小学義校の設立が困難な地域には、文部省からの委託金の一部を用いて官立小学校を設立した。こうして多数の小学校が一斉に設立されたものの、教員や教則の水準がそれに追いつかない状況となった。県は、文部省からの委託金の一部を用いて師範学校に準ずる小学師範学業教授所を設置し、各校の教員を順に数カ月間入校させて、小学教授の方法を教授することとした。明治六年十二月、師範研習学校と呼ばれる教授所が旧大垣藩庁跡に設置された。また、翌明治七年四月、県庁所在地であった岐阜町に他の手本となる小学校を設立したいとして、官立の金華、伊奈波両校の開校を文部省に願ひ出て認可された。いずれも後追いの施策とはいえ、他の諸改革と並行しながら今日では到底考えられないスピード感をもって学校の整備が進められていったことが分かる。

学校設立と県民の協力

前述のとおり、文部省は小学校設立を最優先しており、中学校については学制の着手順序の第四に「漸次中学ヲ設クヘキ事」として、決して急がない考えであった。しかるに、岐阜県は明治七年五月には中学校設立を文部省に願ひ出て認可されている。県は設立を急いだ理由として、小学校の整備が日を追って隆盛とな

り生徒の学業が順調に進歩している
ので、優秀な生徒に予め次の目的を
立てておくことが必要だとした。

その設立伺いの中でもう一つ注目
すべきは、地域からの寄付による小
学校の資金が約五十万円に及ぶとし
たことである。文部省から岐阜県へ
の委託金は明治六年の時点で総額五
千六百円であり、寄付の多くが十年
賦の分割払いであったことを考慮し
ても、比較にならない金額といえる。

小学義校、師範研習学校、官立小
学校、中学校と諸学校の設立が相次
ぐ中、それぞれに地域の有志から多
額の寄付がなされた。こうした寄付
者の氏名と金額については、学区取
締が取りまとめて県に報告し、県は
これを奇特な行爲であるとして内務
省へ賞賜伺を提出した。内務省は、
寄付金額に応じて銀盃や木盃を下賜
し、これを賞した。寄付が十年賦の
分割払いの場合、全額の寄付が済む
までは賞賜の対象とならなかったよ
うだが、県は十年賦の寄付者でも、
一年目で既に賞賜の基準額を超える
者がいるとして内務省に掛け合い、
賞賜を認めさせて彼らの懇志に報い
ている。

国家百年の計は教育にあり、と言
われる。平成の後に続く時代を展望
するにあたり、明治初年の県と県民
の姿はそれを改めて思い起こさせる。

「教育勅語」の再発見

排除・失効に至る時代背景から

はじめに

浅野義英

昨年、森友学園の土地買収にかか
わる国会審議の中で、野党議員は学
園の教育内容まで追求した。そして
児童に教育勅語を暗唱させていたこ
とをクローズアップし、学園の創設
と一緒にして悪い印象を植え付けた
ことは、誠に残念なことであった。
マスメディアや、左派の評論家はそれ
に乗じて教育勅語を否定する言論
を展開した。救いは政府が「教材と
しての教育勅語の否定」の言質を取



教育勅語

られなかつ
たことであ
る。

では教育
勅語は本当
に排除すべ
き存在なの
か。なぜ今
日のような
扱いになつ
たのか。
世代で違
う教育勅語
への意識
昭和初期

に生まれた人は、満州事変・支那事
変・大東亜戦争と、日本の戦時体制
を経験し、親族が戦死したり、戦時
下の物資がない生活を強いられたり
している人が多い。また戦後、GH
Qの占領政策によつて戦前の我が国
の価値観が徹底的に否定され、国民
精神の支えであった教育勅語は軍国
主義の元であるとの宣伝もあつて、
批判的に見る人が多い。

それに対して明治・大正時代の人
は教育勅語を肯定する。この時代は
日清・日露の大戦に勝ち、第一次大
戦などの対外的な緊張と、政党政治
の対立などで混乱はあつたものの、
比較的穏やかな生活を送っていた。

日本は資源が少なく、産業の生産
性も現在の一万分の一程の生産力し
かなかつた。そのため日本全体が貧
しかつた。それでも分ちあつて生
活をする心の豊かさがあつた。それ
だけ道徳的意識は高かつたのであ
る。それを培つたのが教育勅語であ
つた。

教育勅語の発布とその影響

教育勅語は明治二十三年(一八九
〇)十一月に発布された。維新をへ
て近代化を急いだ日本。社会の欧化
の流れに危機感をいだかれた明治天
皇は、我が国の道徳の根本を示し、
自ら実践を誓われたのである。
内容を訳して列記すると

- ①親に孝行を尽くす
- ②兄弟・姉妹は仲良くする
- ③夫婦は助け合う
- ④友との信頼を大切にす
- ⑤言動を慎む
- ⑥博愛の心を広める
- ⑦学問を修め、職業技術を身につけ
- ⑧知識や才能を啓発し伸ばす
- ⑨徳性を伸ばし、人格を向上させる
- ⑩社会のためになることを行う
- ⑪憲法や法律を守る
- ⑫義勇の心で国を守る

となる。これらは世界の誰もが大切
にしている当然なことばかりであ
る。現在の我が国で問題になりそう
な⑫「義勇の心で国を守る」も、ど
の国の憲法にも書いてある内容で、
祖国防衛は国民の崇高な義務となつ
ている。

この教育勅語が約半世紀にわたつ
て家庭や学校で教えられ、徹底して
きたのである。結果、私達の祖父母
にあたる明治・大正の人々は、貧し
くて学歴はなくとも、人としての慎
みや気高さなどを身に付け、凜とし
た人が多かつたように思う。

戦後の教育方針と政府のGHQ

終戦直後の昭和二十年九月十五
日、文部省はいち早く独自の教育方
針「新日本建設ノ教育方針」を明示
した。そこには「今後ノ教育ハ益々

国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養イ・・・世界ノ進運ニ貢献スルモノヲラシメントシテ居ル」とある。戦いには敗れたが、日本のこれからの教育は軍国主義的な思想や施策はぬぐい去るもの、国体の護持に努めると共に、平和国家・文化国家をめざすとしたのである。

当時の文部大臣前田多門は、敗戦で社会が混乱する中、東京女子高等師範学校で「今日『道義の昂揚』ということが強調せられておりますが・・・吾人は改めて教育勅語を謹読し、その御垂示あらせられし所に心の整理を行なはねばならぬと存じます。教育勅語は・・・吾々が忠良なる国民となる事と相並んで、よき人間となるべきこと、よき父母であり、よき子供であり、よき夫婦であることを御示しになつてをります」と説いている。

このように、当初の教育の大方針は皇室を上に戴き、教育勅語の教えをもとに文化国家・平和国家への道に邁進しようとしていた。

それに対してGHQ(連合軍総司令官総指令部)は否定的で教育勅語などは廃止すべきとの意見が多かったが、一部にそれを養護する動きも

あった。CIE(民間情報教育局)の民間人顧問デル・レ氏は日本の教育事情に明るかったこともあり、新しい時代に即した「新教育勅語」を下賜するのがよいと提言していた。しかし、それも後に述べるように実現しなかった。

GHQは先の日本側の動きを制するよう、同年十月二十二日「日本教育制度ニ対する管理政策ニ関スル件」、十月三十日「教員及教育関係官ノ調査、除外認可ニ関スル件」を発表し、軍国主義的な内容の教科書の排除や、極端な国家主義思想を持つものを教職から追放するよう指示してきた。戦前、軍国主義・国家主義を教えた教職員の公職追放を始めたのである。天皇擁護を唱えただけでも辞めさせられたと言う。

さらに同年十二月十五日には「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並びニ弘布ノ廃止ニ関スル件等」(神道指令)、十二月三十一日「修身、日本歴史及地理停止ニ関スル件」と相次いで指令が出され、教育現場は一変する。公職追放を受けた教職員は、約五三四〇人、政界・財界・言論界含めると約二十万人の者が公職の立場から排除された。実施にあたって、米軍はどんな所へでも銃を持って軍用ジープで乗り込んで行ったと言うか

ら、当時の厳しさがうかがえる。

当時の政府は神道や皇室は、本来軍国主義や極端な国家主義とは無縁のものとして、平和国家・文化国家建設の基礎にしようとしたのに対して、GHQはそれらが軍国主義や国家主義の根源をなしてきたと考えていたのである。それゆえに「神道指令」の中で、GHQは「国体の本義『臣民の道』及び『神道』ニ関スル一切ノ同種ノ官刊行ノ図書、注釈書、解説書又ハ訓令を禁止し、『大東亜戦争』『八紘一宇』及びその他の語句の使用も禁止した。

こういう流れの中で先の「新教育勅語」の奉讀も挫折していった。

教育勅語の排除へ

その後、GHQは日本の教育行政を根本的に変えようとして、昭和二十一年三月、団長ジョージ・D・ストッダード博士以下二十七名のアメリカ教育使節団を日本に派遣した。一ヶ月弱という短期間に、日本の教育を民主化するための具体的方策に関して調査し、提言を行った。その中で、教育勅語について「儀式に用いたり、御真影に敬礼したりするなからわしは、・・・好戦的な国家主義の目的のために役立つ。そのような手段の使用と結びついた儀式は個性の発達にとって好ましいものではなく、また民主的な日本における

公共の指令に矛盾すると思われる」と勧告したのである。

時の文部大臣田中耕太郎は、以前から「新しい文教方針は教育勅語による」「その内容をなす各徳目はおおむね古今東西を通じて変らない人類普遍の道徳原理であり、従って民主憲法の下においても教育の資料として十分役立ち得るものである」と述べており、後に教育基本法制定の過程でも教育勅語擁護論を強く主張していた。

昭和二十一年七月十五日、国会で教育勅語についての質問に対し、田中文相はそのような擁護論で答弁をした。それが翌日の英字紙「ニッポン・タイムズ」に載り、GHQの民間情報教育局の目に止まった。そこで教育勅語の廃止の指示が政府に出され、圧力がかけられたのである。

同年十月、とうとう「勅語及詔書等の取扱について」という文部次官通達によって、「教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考えを去つて、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと」と指示された。それまでの教育の大本としていた教育勅語の価値が弱められてしまったのである。

時あたかも極東軍事裁判で国民は戦々恐々としていたころである。↓

↓昭和二十三年五月民政局長のケーデイスは部下のウイリアムズに命じて、衆・参の文教委員長であった松本淳造と田中耕太郎に対して教育勅語の廃止を強硬に命じてきた。

そして六月十九日、衆議院で「教育勅語排除に関する決議」、また同日に参議院において「教育勅語の失効確認に関する決議」がなされた。

その衆議院での排除の理由は
①詔勅の理念が主権在君に基づいていること

②神話的国体観に基づいていること

③基本的人権を損なうこと

④国際信義に対して疑点を残すこと

等が挙げられており、民政局ケーデイスのねらい通りの内容であった。当時の日本人は、政治家であつても一般の国民であつても教育勅語が身につけていた。占領期の歴代の文部大臣は教育勅語と教育基本法を補完的に扱うとの方針で、新日本の建設をめざしたものの、占領軍の圧力の前に転換は致し方がなかった。

教育勅語の廃止とその後

GHQが天皇を神格化しているとして問題にした、教育勅語の文言

「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト」

「我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」

「我が国体ノ精華ニシテ」

ない国柄を示すものである。昭和天皇が昭和二十一年元旦に出された「新日本建設に関する詔勅」に「朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。云々」と述べられたのも、そのことを示している。

天皇はこの詔勅を発せられた翌月から、戦争で荒廃した全国各地を巡幸された。神奈川県を皮切りに昭和二十九年の北海道を最後として足かけ八年半、多くの遺族、引揚者、戦災者に会つて慰められ励まされた。総日数は百六十五日に及ぶ。それが多くの国民に感動と勇気を与えた。

昭和六十四年一月、昭和天皇の崩御に当たつて、文芸春秋篇「大いなる昭和」が出版された。その中で評論家福田恒存氏は、「象徴」という曖昧な言葉は、動機はどうであろうとも、結果としては天皇の神格を保存するのに役立つだけであつた。戦後も天皇は「人間」になつてはいない。政治的大権は全く別の所で、国民的感情のうちでは天皇は依然として神である」と述べているが、その通りであろう。

意味では実現していない。国民が祖先の歴史を今でも誇りに思うかぎり、それは今でも脈々と理念としてよみがえるのである。

おわりに

昭和二十二年三月、教育勅語に代わるものとして成立した教育基本法は人格主義、個人主義を柱に平和と民主主義を担う人作りを推進してきた。しかし、そこで育つた人々は教育勅語時代の人々にくらべ、人格の完成とは裏腹に自己中心の風潮が広がり、他人や社会に尽くそうとする精神を失つてきている。そして残念ながら家庭や地域の絆も薄くなつてきている。

教育勅語に示されてきた十二項目は、無くてはならない人の道であり、今後、国民道徳として取り戻す必要があるのではないか。

教育勅語を葬り去つた米国では、現在、キャラクターエデュケイション(品格教育)が広く行われている。各学校で「誠実」「公正」「責任」「勇氣」などの徳目を月の目標に決め、毎日、学校や家庭で実践・反省して成果をあげているという。今や米国の方が教育勅語の徳目を使って熱心に道徳教育をしている。

今こそ、戦前の修身教育を見直し、活かす工夫をすべきではないか。

(教育懇話会飛騨支部事務局長 浅野義英)

〈微風烈風〉老人は安定を、若者は変化を求め。ところが二十年も前から、就職面接で「御社は安定している」を志望動機に挙げるようになった。入社しても言われたことしかできない指示待ち人間となり、勢い他人頼みの若者が増加した▲しかし、中にはチャレンジ精神の旺盛な若者もいる。県内の高校卒業生で、現在、日本中の若者が知る新産業の創業に関わつた子がいる▲彼は普通の高校の普通の生徒であつた。ただ親孝行が桁外れていた。東京の安アパートに同級生何人かと共同生活をした。一昔ならよくある暮らしかただ。仲間とは電話一本で直ぐに集まる。和やかなものである。そして、何より彼等是一所懸命の人に共感した▲仲間うちの一人が新しい事業を立ち上げた。世間の人が全く関心を寄せていなかった今全盛のネット通販である。当時、本人はこれはいけると確信をもつていた。安アパートで暮らす彼等は収入の多少を気にしない。貧しくなつたらその時のように生活すればいいと考えていた。彼らにとつてお金は結果であつて目的ではなかつた。今何が求められているか。日々自分にすべきことを考えて行動し、業績を伸ばしていった▲この会社は現在ファッション通販大手のゾゾタウンを運営している。Y